



厚生労働省発表
平成20年11月20日

公的機関、民間企業の障害者雇用は着実に進展

(平成20年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めている。

厚生労働省では、今般、平成20年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

◎ ポイント

【公的機関】

- 国の機関では、全ての機関で法定雇用率を達成
- 都道府県の機関では、知事部局は全ての機関で法定雇用率を達成しているが、知事部局以外の機関は7.1%の機関が法定雇用率を未達成
- 市町村の機関では16.1%の機関が法定雇用率を未達成
- また、都道府県教育委員会のうち法定雇用率を達成しているのは、47機関中4機関（法定雇用率達成機関割合は8.5%）

【民間企業（56人以上規模）】

- 全体の実雇用率は1.59%（対前年比で0.04ポイント上昇）
- 法定雇用率を達成している企業の割合は44.9%（対前年比で1.1ポイント上昇）
- ただし、企業規模別で見ると中小企業の実雇用率は引き続き低い水準
特に100～299人規模の企業においては、実雇用率1.33%と最も低い水準

このような状況を踏まえ、厚生労働省としては、

- ・ 公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、労働局長等から機関のトップに対して呼び出し等による指導を徹底
- ・ 民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導（10ページ参照）を厳正に実施

【結果の概要】

1 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関

国の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は6,548.0人であり、実雇用率は2.18%と前年に比べ0.01ポイント上昇している（国の機関は全て達成）。

〔総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)、4 (1)〕

(2) 都道府県の機関

都道府県の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は7,968.5人であり、実雇用率は2.44%と前年に比べ0.02ポイント上昇している（知事部局は全て達成、知事部局以外は113機関中105機関が達成）。

〔総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)、4 (2)・(3)〕

(3) 市町村の機関

市町村の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は22,397.0人であり、実雇用率は2.33%と前年に比べ0.05ポイント上昇している（市町村の機関は2,512機関中2,107機関が達成）。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は10,459.0人であり、実雇用率は1.62%と前年に比べ0.07ポイント上昇している（都道府県教育委員会は47機関中4機関が達成、市町村教育委員会は94機関中74機関が達成）。

〔総括表 2 (4)、詳細表 2 (4)、4 (4)〕

2 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は4,999.5人であり、実雇用率は2.05%と前年に比べ0.08ポイント上昇している（独立行政法人等は248法人中181法人が達成）。

このうち国立大学法人等に雇用されている障害者の数は1,945.0人であり、実雇用率は1.89%と前年に比べ0.14ポイント上昇しているものの、独立行政法人等全体の実雇用率2.05%を大きく下回っている（国立大学法人等は90法人中58法人が達成）。

〔総括表 3、詳細表 3、4 (5)〕

3 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は325,603.0人で、前年より7.6%（約2万3千人）増加した。

このうち、身体障害者は266,043人、知的障害者は53,563人、精神障害者は5,997.0人であった。

実雇用率は1.59%（前年は1.55%）、法定雇用率達成企業の割合は44.9%（前年は43.8%）であった。

〔総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、すべての企業規模で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.59%）と比較すると、

* 1,000人以上規模企業(1.78%)、500～999人規模企業(1.59%)については上回った。

* 300～499人規模企業(1.54%)、56～99人規模企業(1.42%)、100～299人規模企業(1.33%)については下回った。

なお、法定雇用率達成企業の割合は、すべての規模の企業で前年より上昇した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、電気・ガス・熱供給・水道業以外のすべての業種で増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.59%）と比較すると、

* 農、林、漁業(1.87%)、製造業(1.75%)、電気・ガス・熱供給・水道業(1.88%)、運輸業(1.75%)、医療・福祉(1.94%)は上回った。

* 上記以外の業種では下回った。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、61.6%と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の62.9%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

平成20年6月1日現在で特例子会社の認定を受けている企業は、242社となっており、これらの特例子会社に雇用されている障害者の数は、11,960.5人であった。

このうち、身体障害者は7,107人、知的障害者は4,612人、精神障害者は241.5人であった。

〔詳細表1(7)〕

平成20年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	20,499,012 人	325,603.0 人	1.59 %	32,803 / 73,042	44.9 %
	(19,504,649 人)	(302,716.0 人)	(1.55 %)	(31,230 / 71,224)	(43.8 %)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	299,851 人	6,548.0 人	2.18 %	38 / 38	100.0 %
	(301,926 人)	(6,542.0 人)	(2.17 %)	(39 / 39)	(100.0 %)
行政機関	272,626 人	5,929.0 人	2.17 %	29 / 29	100.0 %
	(274,818 人)	(5,925.0 人)	(2.16 %)	(30 / 30)	(100.0 %)
立法機関	3,256 人	70.0 人	2.15 %	5 / 5	100.0 %
	(3,302 人)	(72.0 人)	(2.18 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	23,969 人	549.0 人	2.29 %	4 / 4	100.0 %
	(23,806 人)	(545.0 人)	(2.29 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	326,448 人	7,968.5 人	2.44 %	152 / 160	95.0 %
	(334,373 人)	(8,094.0 人)	(2.42 %)	(151 / 163)	(92.6 %)
都道府県知事部局	267,644 人	6,555.5 人	2.45 %	47 / 47	100.0 %
	(275,651 人)	(6,710.0 人)	(2.43 %)	(47 / 47)	(100.0 %)
その他の都道府県機関	58,804 人	1,413.0 人	2.40 %	105 / 113	92.9 %
	(58,722 人)	(1,384.0 人)	(2.36 %)	(104 / 116)	(89.7 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	962,319 人	22,397.0 人	2.33 %	2,107 / 2,512	83.9 %
	(968,172 人)	(22,112.0 人)	(2.28 %)	(2,097 / 2,585)	(81.1 %)

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	645,933 人	10,459.0 人	1.62 %	78 / 141	55.3 %
	(648,285 人)	(10,039.0 人)	(1.55 %)	(78 / 144)	(54.2 %)
都道府県教育委員会	553,373 人	8,767.0 人	1.58 %	4 / 47	8.5 %
	(556,492 人)	(8,388.0 人)	(1.51 %)	(2 / 47)	(4.3 %)
市町村教育委員会	92,560 人	1,692.0 人	1.83 %	74 / 94	78.7 %
	(91,793 人)	(1,651.0 人)	(1.80 %)	(76 / 97)	(78.4 %)

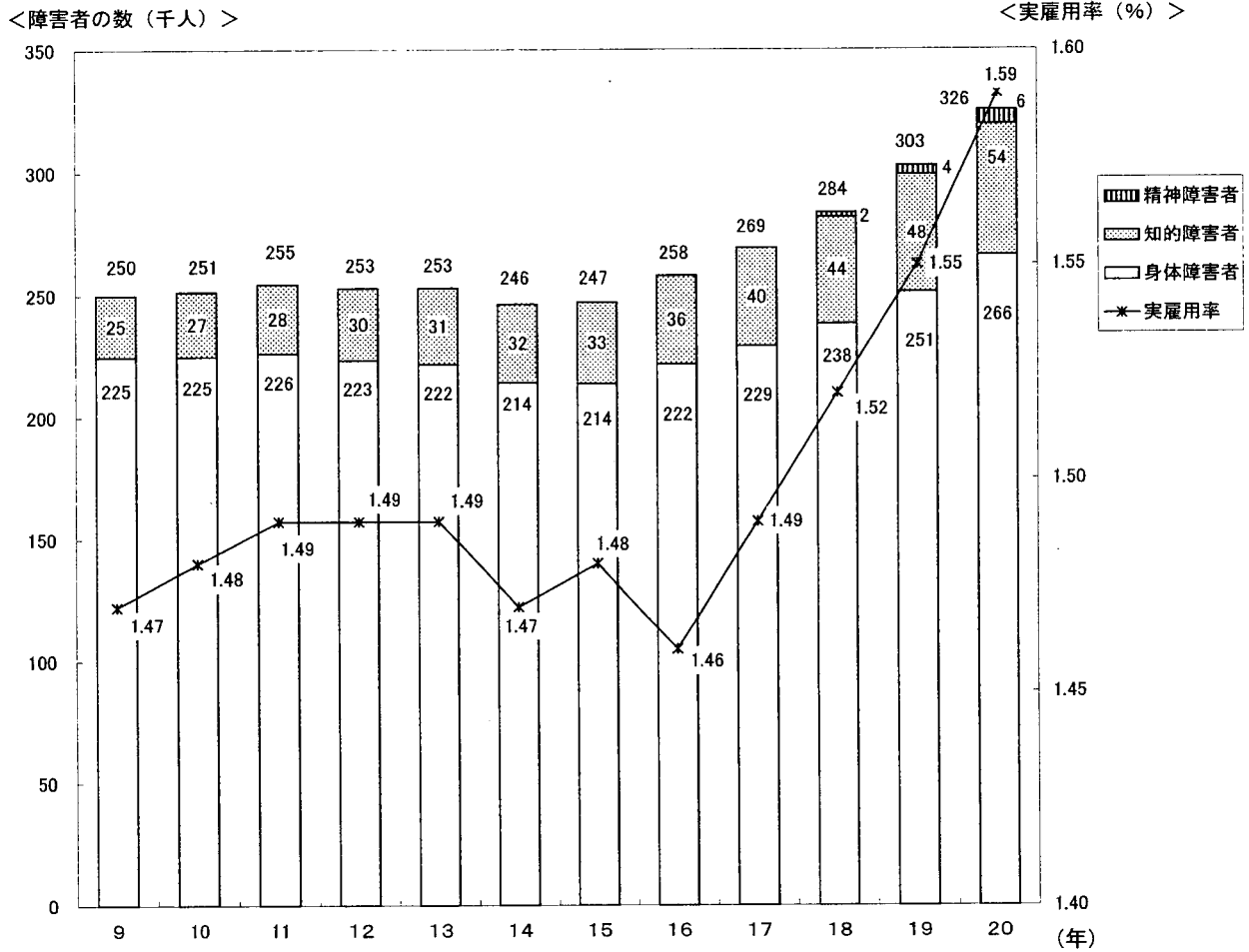
3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	243,297 人	4,999.5 人	2.05 %	181 / 248	73.0 %
	(454,409 人)	(8,930.5 人)	(1.97 %)	(150 / 247)	(60.7 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	120,365 人	2,722.5 人	2.26 %	84 / 100	84.0 %
	(338,157 人)	(6,899.0 人)	(2.04 %)	(75 / 103)	(72.8 %)
国立大学法人等	103,173 人	1,945.0 人	1.89 %	58 / 90	64.4 %
	(99,591 人)	(1,746.5 人)	(1.75 %)	(40 / 91)	(44.0 %)
地方独立行政法人等	19,759 人	332.0 人	1.68 %	39 / 58	67.2 %
	(16,661 人)	(285.0 人)	(1.71 %)	(35 / 53)	(66.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成19年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第6号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第7号から第8号までの法人を指す。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



<法定雇用率>

平成10年7月



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

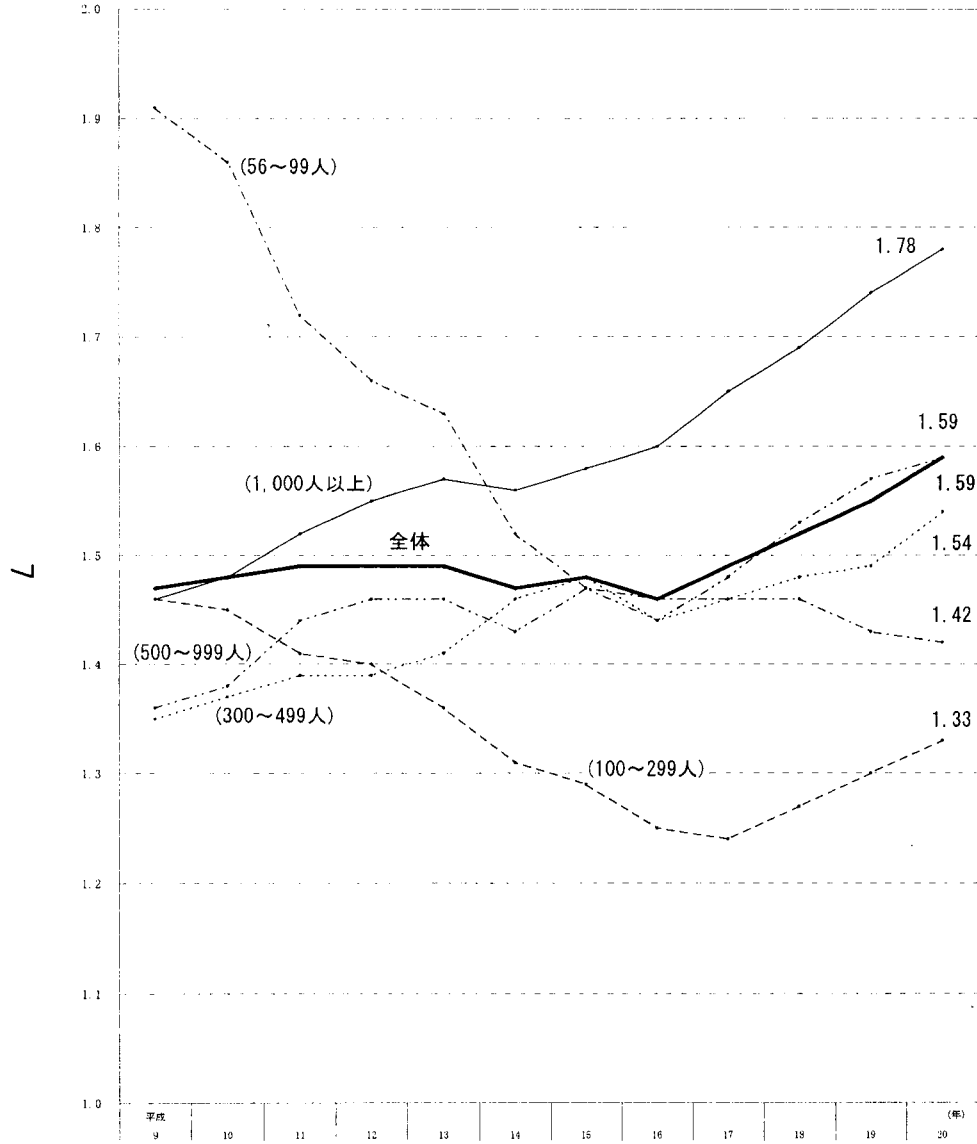
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降

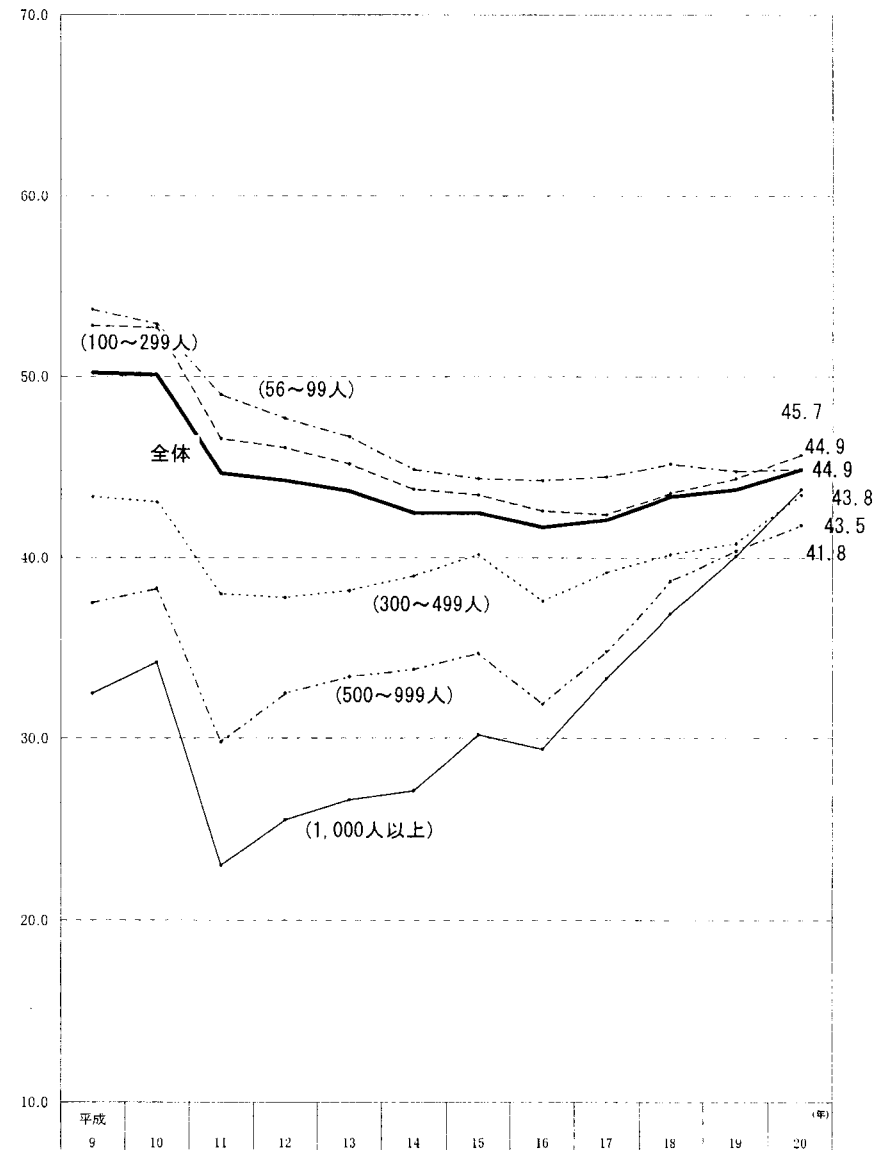
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

3：障害別に四捨五入をしている関係から、障害別内訳と合計値は必ずしも一致しない。

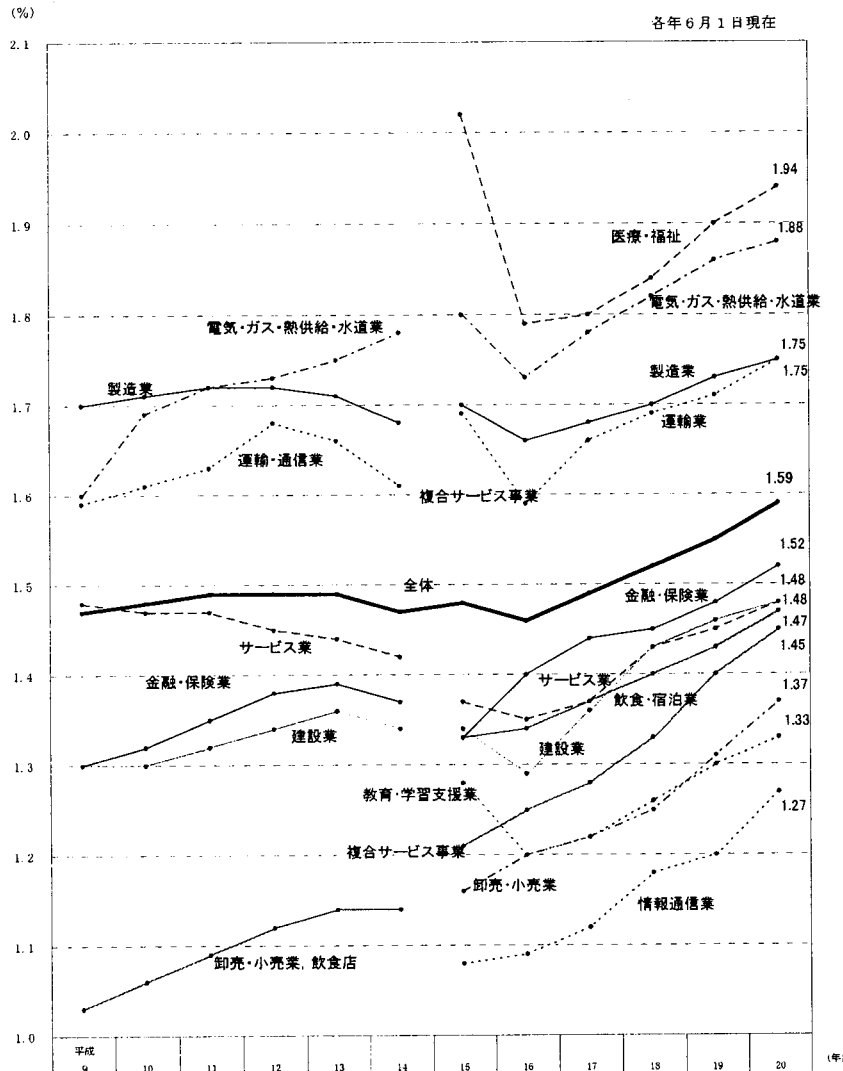
(%) (2) 企業規模別実雇用率 各年6月1日現在



(%) (3) 企業規模別達成企業割合 各年6月1日現在

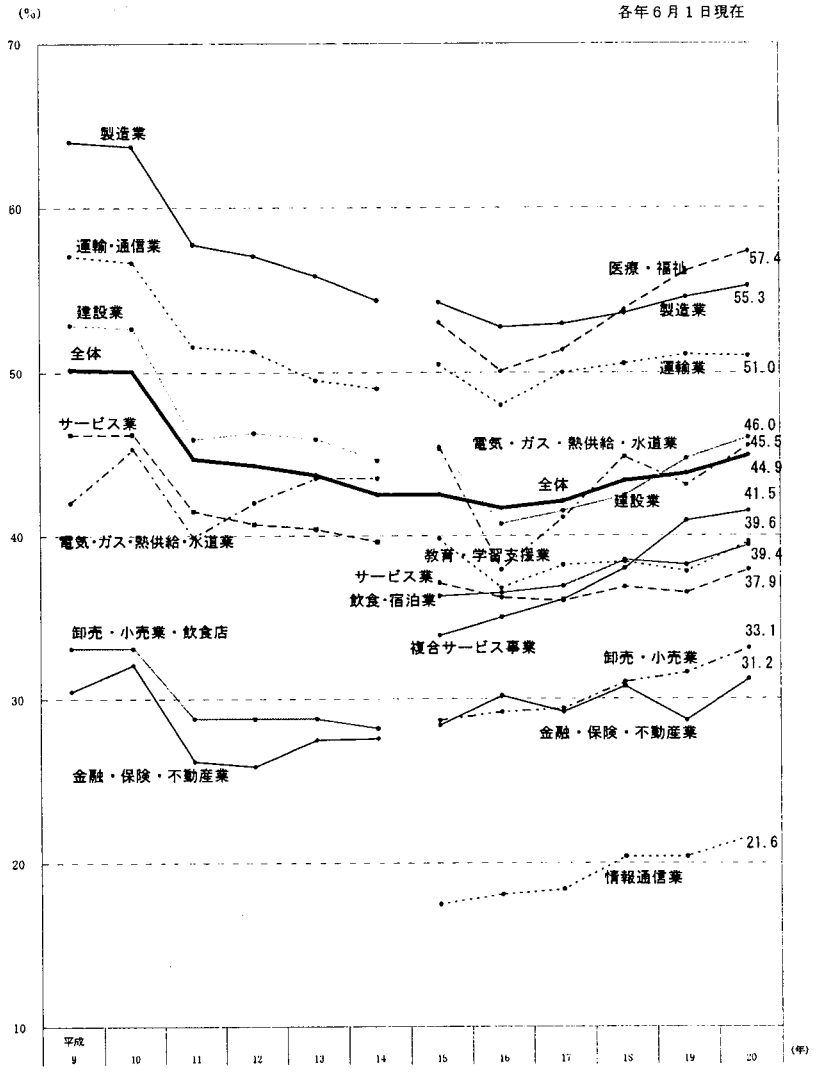


(4) 産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
 注2 平成15年より産業分類が変更になっている。

(5) 産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | |
|---------------|-----|---|---------------------|
| ○ 民間企業 | ……… | { | 一般の民間企業 …………… 1. 8% |
| | | | (56人以上規模の企業) |
| | | | 特殊法人 …………… 2. 1% |
| | | | { |
| | | | 労働者数48人以上規模の |
| | | | 特殊法人及び独立行政法人 |
| | | | } |
| ○ 国、地方公共団体 | ……… | | 2. 1% |
| | | | (48人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | ……… | | 2. 0% |
| | | | (50人以上規模の機関) |

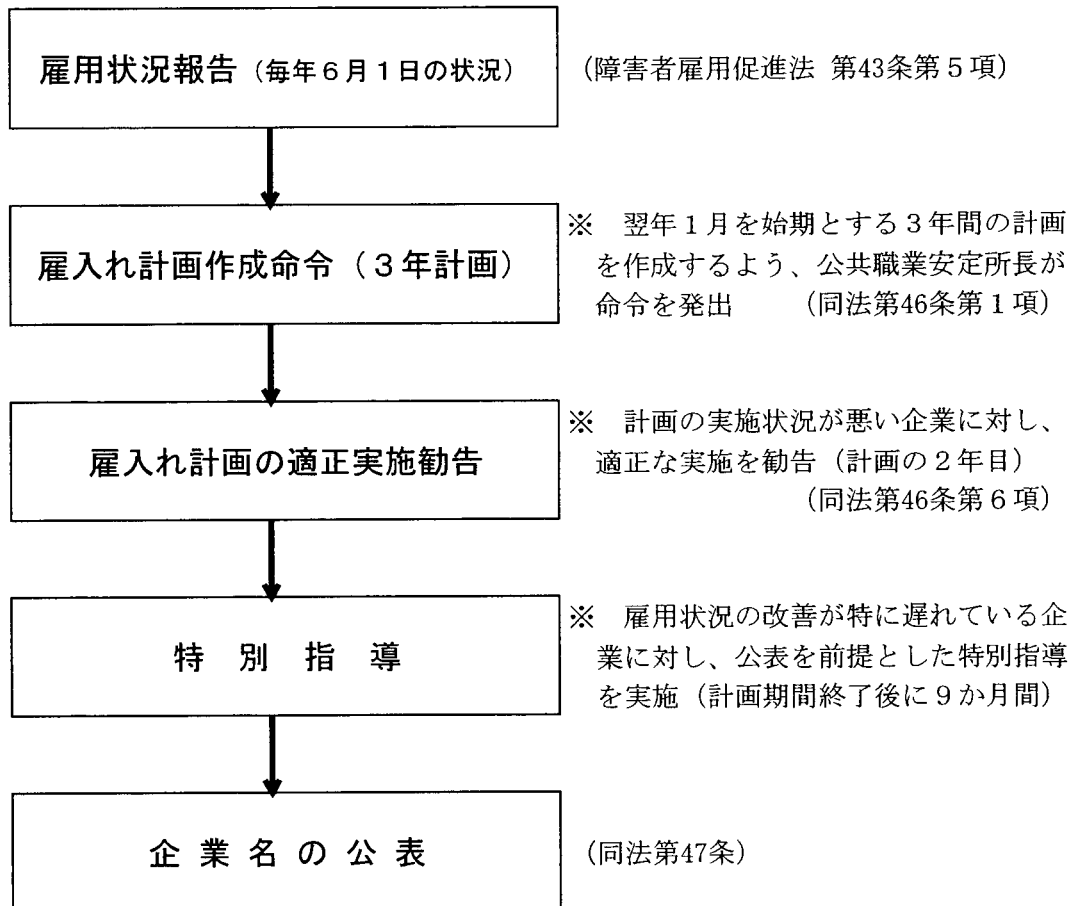
(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成19年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 692社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 143社
 - * 「特別指導」の実施 31社
- 雇入れ計画を実施中の企業 2,099社 (19年度末現在)
- 企業名の公表
 - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社、19年度 3社 (うち一社は再公表)